

返戻金制度について

株式会社大陽工業所の紹介により就職した者が、入社後3か月未満で本人都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 入社後、1か月未満の場合 | 紹介手数料の70% |
| (2) 入社後、2か月未満の場合 | 紹介手数料の50% |
| (3) 入社後、3か月未満の場合 | 紹介手数料の30% |
| (4) 入社後3か月以上 | 返還なし |

ただし、非常勤雇用で採用した場合や、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度は適用いたしません。

以上